

今後の暴露評価方法について

1. 基本的考え方

農薬の食品健康影響評価は、主として農薬の毒性評価及び暴露評価から成るものであるため、これらを食品安全委員会において行うこととしている。農薬等のポジティブリスト制度が導入される前は国内で登録のある適用作物（申請中を含む）について作物残留データをもとに推定摂取量の試算を行い、暴露評価を行ってきた。

農薬等のポジティブリスト制度導入に合わせ、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成18年6月29日食品安全委員会決定：資料3-3）」を定め、食品安全基本法第24条第2項で食品健康影響評価に係る意見を求められた場合はこの実施手順に沿い、暴露評価を行うこととしたところである。

2. 第24条第1項で諮問され、第24条第2項で追加諮問された剤の暴露評価

既に第24条第1項に基づき食品健康影響評価に係る意見を求められている農薬について、追加的に第24条第2項に基づく意見を求められた場合の暴露評価の考え方については以下のとおりとなる。

食品安全委員会に於いてリスク評価を行う際に、国内で登録のある適用作物（申請中を含む）について、従来通り PHI（最終使用から収穫までの日数）毎に出した平均値のうち最高値（ただし、使用方法に従った場合の値に限る）と国民生活栄養調査により得られた当該作物平均摂取量を掛け合わせ、登録（申請中も含む）作物毎の暴露量を推定する。

食品安全委員会でのリスク評価結果として ADI 等を通知した後に、厚生労働省が推定摂取量の試算を行い、速やかに暫定基準を見直し、その見直し案を食品安全委員会に報告することとされているため、この見直し案を基に暴露量を確認することとする。

図 第24条第1項により既諮問+第2項で新たに諮問された剤の暴露評価方法

